## 鳥取県告示第612号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成24年9月4日

鳥取県東部総合事務所長 齋 藤 明 彦

事業者の名称又は 氏名	指定に係る事業所 の名称	指定に係る事業所 の所在地	指定年月日	サービスの種類
社会福祉法人こう	訪問看護ステーショ	鳥取市西町五丁目	平成24年9月1日	訪問看護
ほうえん	ンにしまち幸朋苑	108		